

# 後援・共催の取扱案内

## 1 対象団体等

後援・共催の対象となる団体等は、国、地方公共団体、国際関係機関、民間国際交流関係団体（実行委員会を含む）、その他公共的団体（公共性のある企業含む）及び個人とする。

## 2 対象事業

後援・共催の対象となる事業は、次のすべての要件を満たす事業とする。但し、共催となる事業は、当協会の事業推進に密接に関係するなど共催することが適当と認めた事業に限るものとする。

- (1) 事業の趣旨が、本県の国際交流・協力・理解、多文化共生等の推進に寄与するものであること（共催については、原則として県内）
- (2) 参加者・応募者が特定の会員等に限定されないこと
- (3) 主催者の存在及びその責任の所在が明確に示されていること

但し、次に該当する事業は、後援・共催の対象としない。

- ア 営利を目的とする事業
- イ 特定の企業の広告につながるおそれのある事業
- ウ 特定の政治活動又は宗教活動に利用されるおそれのある事業
- エ 公共の安全及び秩序又は善良な風俗を害するおそれのある事業
- オ 参加者から参加費等を徴収する場合、その金額が著しく妥当性を欠く場合
- カ 会員募集を目的とした事業
- キ その他当協会が後援を行うことを不適當と認めた事業

## 3 後援・共催の申請

後援・共催を受けようとする団体等は、後援・共催申請書（様式1）を原則1か月前までに提出し承認を受けなければならない。

## 4 後援・共催の取消

後援・共催の承認後に、不相当と認められる事態が発生したときは承認を取り消すことがある。

## 5 事業完了報告

後援・共催の承認を受けた団体等は、事業実施後1か月以内に事業完了報告書（様式2）を協会に提出しなければならない。

## 6 申込み・問合せ先

公益財団法人徳島県国際交流協会  
〒770-0831 徳島市寺島本町西1丁目61

電話： 088-656-3303

FAX： 088-652-0616

E-mail [topia@topia.ne.jp](mailto:topia@topia.ne.jp)